

薬生食監発1102第2号
令和3年11月2日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

イタリアから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、輸入条件である扁桃の除去が不十分である製品が確認されたため、令和3年7月29日付け薬生食監発0729第1号により VERCELLI SPA (施設番号 CE IT 235M) からの貨物の輸入手続を停止しているところです。

今般、イタリア政府から報告された原因究明の結果及び改善措置を踏まえ、当該施設において処理された牛肉等について、下記のとおり対応することとしましたので、御了知の上、その運用に遺漏のないようお願いします。

なお、本通知をもって、令和3年7月29日付け薬生食監発0729第1号は廃止します。

記

- 1 令和3年11月2日以降に衛生証明書が発行されたものについては、平成28年5月2日付け生食監発0502第1号に基づいて取扱うこと。
- 2 令和3年11月1日以前に衛生証明書が発行されたものについては、輸入者に対し、全箱について貨物の内容確認及び衛生証明書との同一性確認を実施し、結果を検疫所宛て報告するよう指導したうえで、その結果等に問題がない場合には、1と同様に取扱うこと。